

平成 21 年 6 月 23 日制定  
平成 23 年 12 月 1 日改定

## 耐震診断・耐震改修評定 申請要領



Toyohiko Yamabe

アウェイ建築評価ネット株式会社

Away Building Evaluation Net



## はじめに

1968年の十勝沖地震、1978年の宮城県沖地震、さらには1995年の阪神・淡路大震災などにより、多くの建築物は大きな被害をこうむりました。このような被害から、「新耐震基準の導入」や「改正耐震改修法」が施行されました。また「住生活基本法」では、ストックの新耐震基準適合率については、90%に引き上げられました。

地震により、建築物に大きな被害をもたらす原因として、日本の周辺には4つのプレート境界があり、地殻変動が激しく地震活動が活発であることが背景にあります。そのため世界で起こるマグニチュード6以上の地震の2割以上が日本で発生しています。

このことから、日本は世界有数の地震国であり、地震における建物被害の多くは、昭和56年(新耐震基準導入)以前に建てられた建築物が受けると言われております。

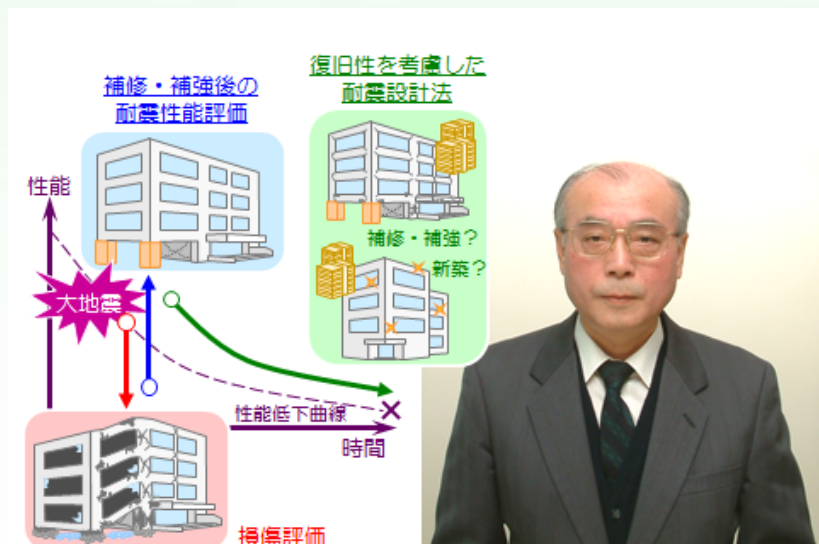
アウェイ建築評価ネット株式会社 耐震評価委員会では、このような状況の下、各分野の専門家を集め、鉄骨造や鉄筋コンクリート造だけでなく、木造の建築物も対象にし、評価業務を行っております。

特に木造建築物は、地域の大工や木材産業など、多くの地場産業が関わっています。また、地域の街並みと文化の継承を図るためにも、木造建築物の維持が重要となってきております。このように、木造建築物における木材活用の積極的な推進を図り、循環型社会の形成を図ることが大切です。

私たちは耐震評価業務を通じて、鉄骨造、鉄筋コンクリート造をはじめとした各種既存建築物の耐震性能の向上に寄与してまいります。

**アウェイ建築評価ネット株式会社 耐震評価委員会**

**委員長 白井 伸明**



# 耐震評定委員名簿

(平成23年11月1日現在)



	氏名	現職
委員長	白井 申明	日本大学理工学部建築学科教授
副委員長 (WG主査)	藤村 勝	一般社団法人 東京都建築安全支援協会 構造部長
副委員長 (WG主査)	元結 正次郎	東京工業大学教授
委員	安達 洋	日本大学理工学部海洋建築工学科特任教授
委員	香取 慶一	東洋大学理工学部建築学科准教授
委員	高橋 国彦	建築設計工房 代表
委員	山辺 豊彦	有限会社 山辺構造設計事務所 代表取締役
委員	太田 勤	株式会社 堀江建築工学研究所 所長
委員 (WG主査)	沢田 研自	株式会社 熊谷組 設計本部 副本部長
委員	吉田 雄介	有限会社 キャパス設計 所長
委員 (WG主査)	荻野 伸行	株式会社 熊谷組 設計本部 耐震設計部 耐震設計グループ 部長
委員	川上 俊二	川上構造デザイン 代表





## 対象建物

対象建物は、原則として次の通りです。

- ① 高さが60メートル以下の建築物
- ② 建築基準法旧第38条又は旧第67条の2の規定の適用を受けた建築物以外の建築物  
(特殊な建築材料又は構造方法を用いた建築物で、建設大臣よりその建築材料又は構造方法が基準法の規定によるものと同等以上の効力があると認められたものをいう。)



## 対象地域：日本全国



## 評定区分

評定業務の区分は、次の通りです。

- ① 耐震診断
- ② 耐震改修
- ③ 耐震診断及び耐震改修



## 評定に適用する基準等

耐震診断、耐震改修に関する準拠基準等は、以下の通りです。

- ① **RC造**：(財)日本建築防災協会による2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準
- ② **SRC造**：(財)日本建築防災協会による2009年改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準
- ③ **S造**：(財)日本建築防災協会による1996年版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針
- ④ **W造**：(財)日本建築防災協会による2006年版 木造住宅の耐震診断と補強方法
- ⑤ **屋内運動場**：文部科学省による屋内運動場等の耐震性能診断基準  
(平成18年版)
- ⑥ **壁式PC造**：(財)日本建築防災協会による2003年版 既存壁式(プレキャスト)鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針



## 業務の流れ

耐震評定の業務の流れは、以下の通りです。

### ① 事前相談

審査内容について、事前に確認したい場合事前相談できます。

事前相談申請書（第1号様式）と図面等をご持参下さい。

相談する際は事前に電話連絡のうえお越し下さい。

### ② 評定の申請、手数料の手続

評定の申請にあたり、以下の申請図書を事務局に提出して下さい。

1. 耐震評定申請書（第2号様式）  
※申請者は原則として、所有者として下さい。
2. 委任状（代理人を定める場合、様式は任意。）
3. 概要書（第3号様式）
4. 予備審査用資料（説明書・参考図書：1部、図面：1部）1部

※受付の際に請求書を発行しますので、受付日から10日以内に指定口座にお振込み下さい。

### ③ 予備審査

事務局にて予備審査を行います。

1. 予備審査終了後、メールにて指摘事項を送付致します。
2. 指摘事項と回答を指摘事項回答書（第4号様式）に記入の上、第1回WG用図書のはじめに添付しご提出下さい。

※第1回WGの前日（委員会が月曜日の場合は前週の金曜日）の午前中までに、第1回WG用資料3部ご提出下さい。

## ④ 第1回WG

第1回WGは、申請者にご出席頂き、申請図書の説明をして頂くとともに担当委員と質疑応答等を行い詳細な検討を行います。第1回WGにおける質疑応答等は、申請者が指摘事項回答書（第4号様式）にまとめ、第2回WG用の資料のはじめに添付してください。

※第1回WGに使用した資料は、（事務局と委員が必要とする場合を除いて）原則としてお持ち帰り頂きますので、大きめの袋をご持参下さい。

※第2回WG用図書（申請図書の補正・追加図書）を、第2回WGの当日（委員会開始20分前までにお持ち下さい。）に3部ご提出下さい。

## ⑤ 第2回WG

流れは第1回WGと同様とします。

※第2回WGに使用した資料は、（事務局と委員が必要とする場合を除いて）原則としてお持ち帰り頂きますので、大きめの袋をご持参下さい。

●WG終了後、第2回WGの指摘事項を踏まえた報告書を、メールにて送付ください。報告書は、以下の形式で提出下さい。

①PDFデータとし、データは圧縮して送付して下さい。

②概要書（第3号様式）・指摘事項回答書（第4号様式）・説明書・参考資料を添付し、第2回WGの指摘修正部分を赤にて表示すること。

●第2回WGの指摘事項の修正について、委員の了解がとれましたら本委員会資料を作成下さい。

①概要書（第3号様式）・伏図と軸組図（伏図と軸組図はなるべく1枚にまとめて下さい）

## ⑥ 本委員会

WGの担当委員から委員長に報告します。（申請者の出席はありません。）

## ⑦ 評定書の交付

評定書を交付しますので来社願います。交付の際は評定書製本前の原稿と補助金資料をご持参下さい（補助金申請がある場合）。

\* 評定書製本前の原稿は、評定書の納品まで事務局にて保管いたします。

※評定書の納品の後に本委員会に使用した資料を返却いたしますので、大きめの袋をご持参下さい。

## ⑧ 評定書の納品

1. 評定書の製本ができましたら、副本を1部事務局に納品して下さい。また、評定書納品届（第9号様式）を提出下さい。  
（評定書の副本は、郵送による提出も可能です。）

## 評定後

### （1）過去に耐震評定を取得した内容について変更する場合

評定後の変更申込書（第7号様式）と申請図書（変更内容一覧表を添付して下さい。）と耐震診断計算書[全出力]（再計算した場合、添付して下さい。）を提出して下さい。

※手数料がかかります。

### （2）申請の取下げについて

申請者側の都合により、審査中に申請を取下げる場合は、取下げ理由を明記した「申請取下届（第5号様式）」を提出していただきます。

※手数料は返還できませんので、ご了承下さい。

### （3）業務期日を延期したい場合

延期理由を明記した「業務期日延期依頼書（第6号様式）」を提出していただきます。理由が正当であると認められた場合にあっては、「業務期日延期承諾書」を交付致します。

※手数料がかかります。

## その他

### （1）評定期間について

引受日から6か月です。6か月を経過しますと、審査終了になります。

なお、委員会の開催日の関係上、6か月後の委員会開催の前に評定期限となる場合がありますので、ご注意下さい。

# 耐震評定手数料

平成23年12月1日現在

## 1. 評定手数料 ( )内は税込表示

### 鉄筋コンクリート造

延べ面積 \ 区分	耐震診断	耐震改修	耐震診断及び 耐震改修
$S \leq 1,000\text{m}^2$	140,000 (147,000)	190,000 (199,500)	250,000 (262,500)
$1,000\text{m}^2 < S \leq 3,000\text{m}^2$	190,000 (199,500)	230,000 (241,500)	300,000 (315,000)
$3,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$	230,000 (241,500)	280,000 (294,000)	400,000 (420,000)
$5,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$	300,000 (315,000)	350,000 (367,500)	500,000 (525,000)
$10,000\text{m}^2 < S \leq 20,000\text{m}^2$	350,000 (367,500)	400,000 (420,000)	600,000 (630,000)
$20,000\text{m}^2 < S$	別途	別途	別途

### 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造

延べ面積 \ 区分	耐震診断	耐震改修	耐震診断及び 耐震改修
$S \leq 250\text{m}^2$	190,000 (199,500)	230,000 (241,500)	280,000 (294,000)
$250\text{m}^2 < S \leq 1,000\text{m}^2$	238,000 (249,900)	280,000 (294,000)	380,000 (399,000)
$1,000\text{m}^2 < S \leq 2,500\text{m}^2$	286,000 (300,300)	333,000 (349,650)	476,000 (499,800)
$2,500\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$	333,000 (349,650)	380,000 (399,000)	570,000 (598,500)
$5,000\text{m}^2 < S$	380,000 (399,000)	429,000 (450,450)	665,000 (698,250)

### 木造・木造を含む混構造

延べ面積 \ 区分	耐震診断	耐震改修	耐震診断及び 耐震改修
$S \leq 100\text{m}^2$	240,000 (252,000)	280,000 (294,000)	416,000 (436,800)
$100\text{m}^2 < S \leq 250\text{m}^2$	280,000 (294,000)	344,000 (361,200)	499,000 (523,950)
$250\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$	360,000 (378,000)	420,000 (441,000)	624,000 (655,200)
$500\text{m}^2 < S \leq 1,000\text{m}^2$	430,000 (451,500)	516,000 (541,800)	756,000 (793,800)
$1,000\text{m}^2 < S$	496,000 (520,800)	596,000 (625,800)	917,000 (962,850)

## 2. 加算額

①特殊な工法等の場合	別途
②第3次診断の場合	上記金額の2割相当額を加算
③時刻歴応答解析等を用いて診断されている場合	上記金額に525,000円を加算
④認定工法を採用する場合	上記金額の2割相当額を加算
⑤部会の回数が2回を超えたもの	別表1に記載

## 3. 別途の手数料

①審査段階で、申請者の申出により6カ月間の業務期間が延長された場合	別途
②評定後の変更手数料	
----- 軽微な変更の場合 (技術的内容に関わらない変更をいう。名称等の変更) -----	31,500円
軽微な変更以外の変更 (技術的内容に関わる変更をいう。)	評定手数料×1/2(半額)+加算額
③評定書等の再交付を行う場合の手数料	10,500円

## 4. その他

①「耐震診断及び耐震改修」の区分で申込み、委員会中に補強の必要がなくなるなどの

理由により、「診断」の区分に変更された場合手数料の返金は応じかねます。

## 5. 別表1

延べ面積 \ 区分	耐震診断	耐震改修	耐震診断及び耐震改修
$S \leq 500\text{m}^2$	50,000/回 (52,500/回)	50,000/回 (52,500/回)	80,000/回 (84,000/回)
$500\text{m}^2 < S \leq 1,000\text{m}^2$	50,000/回 (52,500/回)	50,000/回 (52,500/回)	80,000/回 (84,000/回)
$1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$	50,000/回 (52,500/回)	50,000/回 (52,500/回)	80,000/回 (84,000/回)
$2,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$	70,000/回 (73,500/回)	70,000/回 (73,500/回)	100,000/回 (105,000/回)
$5,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$	70,000/回 (73,500/回)	70,000/回 (73,500/回)	100,000/回 (105,000/回)
$10,000\text{m}^2 < S \leq 20,000\text{m}^2$	70,000/回 (73,500/回)	70,000/回 (73,500/回)	100,000/回 (105,000/回)
$20,000\text{m}^2 < S$	別途	別途	別途

## 図書作成について





## 提出図書一覧

評定用図書の種類	提出時期	提出部数等
事前相談	相談時	<input type="checkbox"/> 事前相談申請書 (第1号様式) <input type="checkbox"/> 図面等
評定申請	申請時	<input type="checkbox"/> 耐震評定申請書 (第2号様式) <input type="checkbox"/> 委任状(書式は任意) <input type="checkbox"/> 概要書(第3号様式): 1部 <input type="checkbox"/> 予備審査用資料 (申請図書・計算書): 1部
第1回WG用	第1回WGの前日まで	<input type="checkbox"/> 予備審査の指摘事項回答書 (第4号様式): 3部 <input type="checkbox"/> 説明書・参考資料: 3部 (説明書と参考資料は1冊に まとめて下さい) <input type="checkbox"/> 図面: 3部 <b>※委員会後、予備審査用・第1 回WG用図書を返却します。</b>
第2回WG用	第2回WGの当日 WG開始20分前まで	<input type="checkbox"/> 第1回WGの指摘事項回答 書(第4号様式): 3部 <input type="checkbox"/> 説明書・参考資料: 3部 (説明書と参考資料は1冊に まとめて下さい) <input type="checkbox"/> 図面: 3部 <b>※委員会後、第2回WG用図書 を返却します。</b>
評定書交付 (来社願います)	委員会終了後	<input type="checkbox"/> 評定書製本前の原稿(表紙含 む): 1部 <input type="checkbox"/> 補助金資料(補助金申請があ る場合): 1部 <b>※評定書製本前の原稿は、返却 しません。</b>

副本の納品	評定書製本終了後	<input type="checkbox"/> 評定書納品届（第9号様式） <input type="checkbox"/> 評定書副本：1部（当社へ納品用）
-------	----------	---



## 図書について

### (1) 予備審査・WG用資料

#### ① 説明書・参考資料：3部

- ・申請図書（説明書・参考資料）は、A4判の差し替え可能なファイルとして下さい。
- ・説明書、参考資料で1冊にして下さい。
- ・指摘事項回答書を表紙の後に添付して下さい。

受付番号 第〇〇号
<u>件名</u> （建物の名称）
<p>評定図書（説明書・参考資料）</p> <p>（申込区分：耐震診断・耐震改修・耐震診断及び耐震改修）</p> <p>（委員会名称：WG1・WG2用）</p>
平成〇年〇月
<p>申込者：〇〇〇〇〇〇</p> <p>設計者：〇〇〇〇〇〇</p>

申込区分と委員会  
名称は、該当区分  
に〇をして下さ  
い。

#### ② 図面：3部

- ・図面はA3判の差し替え可能なファイルとして下さい。
- ・図面で1冊にして下さい。

受付番号 第〇〇号
<u>件名</u> （建物の名称）
<p>評定図書（図面）</p> <p>（申込区分：耐震診断・耐震改修・耐震診断及び耐震改修）</p> <p>（委員会名称：WG1・WG2用）</p>
平成〇年〇月
<p>申込者：〇〇〇〇〇〇</p> <p>設計者：〇〇〇〇〇〇</p>

申込区分と委員会  
名称は、該当区分  
に〇をして下さ  
い。

(2) 評定書製本用(最終版)資料

1) 評定書は以下の要領で作成してください。

- ①表紙
- ②評定書の鏡
- ③答申書の写し
- ④指摘事項回答書
- ⑤申請図書(説明書・図面A3版の場合折り込む・参考資料)
- ⑥補助金資料(補助金申請が有る場合のみ添付すること。)

上記①～⑥を1冊にまとめくるみ表紙製本とすること。

<背表紙>

<表紙>

ABEN 第〇〇号  
件名 (建物の名称)  
□□□□評定書  
平成〇〇年〇月  
設計者名

ABEN 第〇〇号  
件名 (建物の名称)  
□□□□評定書  
平成〇〇年〇月  
申込者 : ○○○○○○○○○○  
設計者 : ○○○○○○○

□□には、耐震診断・耐震改修・耐震診断及び耐震改修の区分を明記すること。

・表紙の色は、A. B. E. N指定の色とすること。  
(年度ごとに指定の色が異なります。)

2) 表紙及び背表紙には、以下の事項を記載して下さい。

- ① 評定番号
- ② 建築物の名称
- ③ 評定業務の区分  
(耐震診断、耐震改修計画、又は、耐震診断及び耐震改修計画)
- ④ 申請年月日
- ⑤ 申請者名 (会社名)
- ⑥ 診断者名 (会社名)

3) 評定書の最終版は、委員会後の指摘事項に対し資料の補正・追加を行ったものとして下さい。



評定書の製本前の、事務局との打ち合わせについて

- ① 委員会終了後、指摘回答などの手続きが終了した後に、評定書の鏡と答申書の写しを交付するので、受取の日時を事務局と打ち合わせて下さい。
- ② 評定書の鏡を受取るときに、製本前の原稿の確認をしますので、製本前の原稿（表紙を含む。）と補助金資料を持参して下さい。

4) 評定書発行後、**10日以内**に事務局まで提出下さい。

- ・ 副本1部事務局まで、評定書納品届けとあわせて納品下さい。

## 資料の目次について

## 申請図書の目次例について 耐震診断評価



### 説明書

- 0 概要書（第3号様式）
- 1 一般事項
  - 1-1 一般事項
  - 1-2 外観写真
  - 1-3 内観写真（特に屋体の場合添付すること。）
- 2 建物概要（図面はA4版とする。）
  - 2-1 案内図・配置図
  - 2-2 各階平面図
  - 2-3 立面図
  - 2-4 断面図
- 3 構造設計概要
  - 3-1 全体概要
  - 3-2 屋内運動場の構造概要  
（屋内運動場のみ添付必要）
- 4 建物調査結果概要
  - 4-1 建物調査結果
  - 4-2 各伏図
  - 4-3 軸組図  
（破壊モード図との兼用を原則とする。又は、並列にして明示する。）
  - 4-4 鉄骨部の詳細図  
〔S造、SRC造のみ添付必要〕
- 5 耐震診断指標及び解析方法
  - 5-1 耐震診断指標
  - 5-2 解析方法
- 6 診断結果
  - 6-1 診断結果
  - 6-2  $I_s$  値表・グラフ
- 7 総合所見
  - 7-1 現状診断結果の考察
  - 7-2 補強方針
- 8 補足資料
  - 補1 仮定荷重と建物重量

補2 SD 及びT指標

補3 コンクリート試験結果一覧

補4 鉄骨調査結果資料（写真・調査図）

補5 Is の決定（木造は別途）

- ① Is の決定フロー（S・RC・SRC造のみ）
- ② 第2種構造要素候補の選定結果（RC・SRC造のみ）
- ③ 第2種構造要素の決定結果一覧（RC・SRC造のみ）
- ④ Fu（終局限界変形）の選定結果（RC・SRC造のみ）
- ⑤ Is の決定結果一覧

補6 C-Fグラフ

補7 破壊モード図（診断時、4-3で兼用した場合は不要）

補8 下階壁抜け柱の検討結果一覧

補9 塔屋、屋外階段等の検討結果一覧

補10 鉄骨造部分の検討結果

（屋根及び軸組の梁間及び桁行方向）

補11 その他

第3次診断で評価を受ける場合は、第2次診断結果および関連資料など  
また、建物の高さ、形状により、第3次診断が必要とされた場合は、その結果および関連資料など



## 図面

（図面はA3版とすること）

1 案内図・配置図

2 現況図

2-1 各階平面図

2-2 立面図

2-3 断面図

2-4 各伏図

2-5 軸組図

2-6 断面リスト

2-7 詳細図（必要に応じて）



## 参考資料

- 1 建物調査に係る資料
  - 1-1 現況写真
  - 1-2 設計図書調査記録
  - 1-3 履歴外観調査記録
  - 1-4 不同沈下測定記録
  - 1-5 コンクリートの強度及び中性化試験記録
  - 1-6 鉄骨調査結果資料（写真・調査図）
  - 1-7 その他
- 2 現状建築物の耐震診断の計算資料
  - ①  $I_s$  の決定フロー
  - ② 第2種構造要素候補の選定
  - ③ 第2種構造要素の決定
  - ④  $F_u$ （終局限界変形）の選定
  - ⑤  $I_s$  の決定



**説明書**

- 0 概要書（第3号様式）
- 1 一般事項
  - 1-1 一般事項
  - 1-2 外観写真
  - 1-3 内観写真（特に屋体の場合添付すること。）
- 2 建物概要（2-1～2-4の図面はA4版とすること。）
  - 2-1 案内図・配置図
  - 2-2 各階平面図（補強箇所・補強内容を表記。）
  - 2-3 立面図（補強箇所・補強内容を表記。）
  - 2-4 断面図
- 3 構造設計概要
  - 3-1 全体概要
  - 3-2 屋内運動場の構造概要  
（屋内運動場のみ添付必要）
- 4 建物調査結果概要
  - 4-1 建物調査結果概要
  - 4-2 各伏図（補強位置を表記。）
  - 4-3 軸組図〔補強時〕  
（破壊モード図との兼用を原則とする。又は、並列にして明示する。）
  - 4-4 鉄骨部の詳細図  
〔S造、SRC造のみ添付必要〕
- 5 耐震診断指標及び解析方法
  - 5-1 耐震診断指標
  - 5-2 解析方法
- 6 診断結果
  - 6-1 現 状  
（耐震診断評定時の資料を転載）
  - 6-2 補強後
  - 6-3 Is値表・グラフ
- 7 総合所見
  - 7-1 現状診断結果の考察（耐震診断評定時の資料を転載）
  - 7-2 補強方針

### 7-3 補強後の耐震性能

## 8 補強方法要領

(原則として、各工法の各箇所必要。)

## 9 補足資料

補 1 仮定荷重と建物重量

補 2 S D 及び T 指標

補 3 コンクリート試験結果一覧

補 4 鉄骨調査結果資料 (写真・調査図)

補 5 I s の決定 (木造は別途)

- ① I s の決定フロー (S・RC・SRC造のみ)
- ② 第2種構造要素候補の選定結果 (RC・SRC造のみ)
- ③ 第2種構造要素の決定結果一覧 (RC・SRC造のみ)
- ④ F u (終局限界変形) の選定結果 (RC・SRC造のみ)
- ⑤ I s の決定結果一覧

補 6 C-F グラフ

補 7 破壊モード図 (診断時)

補 8 下階壁抜け柱の検討結果一覧

補 9 塔屋、屋外階段等の検討結果一覧

補 10 鉄骨造部分の検討結果

(屋根及び軸組の梁間及び桁行方向)

補 11 補強部材の設計又は検討結果

補 12 耐震改修の区分で申請した場合：

「参考 耐震診断評定書の写し」を添付すること。

補 13 文部科学省補助金関連資料

(文部科学省の補助金の交付を受ける予定のあるもののみ添付のこと。)

補 14 その他

第3次診断で評定を受ける場合は、第2次診断の結果および関連資料など  
また、建物の高さ、形状により、第3次診断が必要とされた場合は、その結果お  
よび関連資料など



## **図面** (図面は A3 版とすること)

- 1 案内図・配置図
- 2 現況図
  - 2-1 各階平面図
  - 2-2 立面図
  - 2-3 断面図
  - 2-4 各伏図
  - 2-5 軸組図
  - 2-6 断面リスト
  - 2-7 詳細図 (必要に応じて。)
- 3 改修計画図
  - 3-1 各階平面図
  - 3-2 立面図
  - 3-3 断面図
  - 3-4 各伏図
  - 3-5 軸組図
  - 3-6 補強部材等の詳細図



## **参考資料**

- 1 建物調査に係る資料
  - 1-1 現況写真
  - 1-2 設計図書調査記録
  - 1-3 履歴外観調査記録
  - 1-4 不同沈下測定記録
  - 1-5 コンクリートの強度及び中性化試験記録
  - 1-6 鉄骨調査結果資料 (写真・調査図)
  - 1-7 その他
- 2 現状建築物の耐震診断の計算資料
  - ①  $I_s$  の決定フロー
  - ② 第 2 種構造要素候補の選定
  - ③ 第 2 種構造要素の決定
  - ④  $F_u$  (終局限界変形) の選定
  - ⑤  $I_s$  の決定
- 3 補強後の建築物の耐震診断の計算資料  
「2 現状建築物の耐震診断の計算資料」と同様とする。



**説明書**

- 0 概要書（第3号様式）
- 1 一般事項
  - 1-1 一般事項
  - 1-2 外観写真
  - 1-3 内観写真（特に屋体の場合添付すること。）
- 2 建物概要
  - 2-1 案内図・配置図
  - 2-2 各階平面図（補強箇所・補強内容を表記。）
  - 2-3 立面図（補強箇所・補強内容を表記。）
  - 2-4 断面図
- 3 構造設計概要
  - 3-1 全体概要
  - 3-2 屋内運動場の構造概要  
（屋内運動場のみ添付必要）
- 4 建物調査結果概要
  - 4-1 建物調査結果概要
  - 4-2 各伏図（補強位置を表記。）
  - 4-3 軸組図（補強時）  
（破壊モード図との兼用を原則とする。又は、並列にして明示する）。
  - 4-4 鉄骨部の詳細図  
〔S造、SRC造のみ添付必要〕
- 5 耐震診断指標及び解析方法
  - 5-1 耐震診断指標
  - 5-2 解析方法
- 6 診断結果
  - 6-1 現 状
    - ① 耐震診断評価時の資料を転載
    - ② 再評価時
  - 6-2 補強後
  - 6-3 Is値表・グラフ
- 7 総合所見
  - 7-1 現状診断結果の考察

- ① 耐震診断評定時（の資料を転載）
- ② 今回再評価時
- 7-2 補強方針（今回再評価時）
- 7-3 補強後の耐震性能
- 8 補強方法要領
  - （原則として、各工法の各箇所必要。）
- 9 補足資料
  - 補1 仮定荷重と建物重量
  - 補2 SD 及びT指標
  - 補3 コンクリート試験結果一覧
  - 補4 鉄骨調査結果資料（写真・調査図）
  - 補5 Is の決定（木造は別途）
    - ① Is の決定フロー（S・RC・SRC造のみ）
    - ② 第2種構造要素候補の選定結果（RC・SRC造のみ）
    - ③ 第2種構造要素の決定結果一覧（RC・SRC造のみ）
    - ④ Fu（終局限界変形）の選定結果（RC・SRC造のみ）
    - ⑤ Is の決定結果一覧
  - 補6 C-Fグラフ
  - 補7 破壊モード図（診断時）
    - （4-3 軸組図で補強後を兼用した場合）
    - [現状と再評価時も添付]
  - 補8 下階壁抜け柱の検討結果一覧
  - 補9 塔屋、屋外階段等の検討結果一覧
  - 補10 鉄骨造部分の検討結果
    - （屋根及び軸組の梁間及び桁行方向）
  - 補11 補強部材の設計又は検討結果
  - 補12 その他（「耐震診断および耐震改修評定」の補11と同様）
  - 補13 耐震改修の区分で申請した場合：
    - 「耐震診断評定書の写し」を添付すること。
  - 補14 補強部材等の設計又は検討に係る資料
  - 補15 文部科学省補助金関連資料
    - （文部科学省の補助金の交付を受ける予定のあるもののみ添付のこと。）



## **図面** (図面は A3 版とすること)

- 1 案内図・配置図
- 2 現況図
  - 2-1 各階平面図
  - 2-2 立面図
  - 2-3 断面図
  - 2-4 各伏図
  - 2-5 軸組図 (破壊モード図との兼用を原則とする。又は、並列にして明示する。)
  - 2-6 断面リスト
  - 2-7 詳細図 (必要に応じて。)
- 3 改修計画図
  - 3-1 各階平面図
  - 3-2 立面図
  - 3-3 断面図
  - 3-4 各伏図
  - 3-5 軸組図
  - 3-6 補強部材等の詳細図



## **参考資料**

- 1 建物調査に係る資料
  - 1-1 現況写真
  - 1-2 設計図書調査記録
  - 1-3 履歴外観調査記録
  - 1-4 不同沈下測定記録
  - 1-5 コンクリートの強度及び中性化試験記録
  - 1-6 鉄骨調査結果資料 (写真・調査図)
  - 1-7 その他
- 2 現状建築物の耐震診断の計算資料  
(今回再評価時)
  - 2-1 IS の決定 (RC 造のみ添付必要)
    - ① Is の決定フロー
    - ② 第 2 種構造要素候補の選定
    - ③ 第 2 種構造要素の決定
    - ④ Fu (終局限界変形) の選定
    - ⑤ Is の決定

3 補強後の建築物の耐震診断の計算資料

「2 現状建築物の耐震診断の計算資料」と同様とする。



説明書

- 0 概要書（第3号様式）
- 1 一般事項
  - 1-1 一般事項
  - 1-2 外観写真
    - ・カラー写真とする。
    - ・X, Y方向2枚以上とする。
    - ・特徴的な箇所がわかるような写真とすること。
    - ・屋上突出物等がある場合は、明示すること。
  - 1-3 内観写真（特に屋体の場合添付すること。）
- 2 建物概要（2-1～2-4の図面はA4版とすること。）
  - 2-1 案内図・配置図
    - ・配置図には、方位、対象建築物の明示（ハッチなど）
    - ・隣接建物とのE x p. Jの位置とあき寸法及び高さとの比を記入すること。
    - ・対象建築物と隣接建物の名称（棟番号など）、建設年度を記載
  - 2-2 各階平面図（補強箇所・補強内容を表記。）
    - ・通り名、X・Y方向を明示する。（原則、桁行方向をX方向とする。）
    - ・対象建築物以外の建物等がある場合は、対象外部分を明示すること。
    - ・隣接建物とのE x p. Jの位置とあき寸法及び高さとの比を記入すること。
    - ・耐震改修評定、耐震診断及び耐震改修の場合は、補強箇所と補強内容を図示
  - 2-3 立面図（補強箇所・補強内容を表記。）
    - ・通り名、方向を明示する。
    - ・耐震改修評定、耐震診断及び耐震改修の場合は、補強箇所と補強内容を図示
  - 2-4 断面図
    - ・通り名、方向を明示する。
    - ・耐震改修評定、耐震診断及び耐震改修評定の場合は、補強箇所と補強内容を図示
- 3 構造設計概要
  - 3-1 全体概要
  - 3-2 屋内運動場の構造概要  
（屋内運動場のみ添付必要）

## 4 建物調査結果概要

### 4-1 建物調査結果概要

- ・ 構造躯体調査・外観劣化調査については、鉄骨造の部分の部材表面・断面の状況、接合部等の状況を記すこと。
- ・ 必要に応じて、原設計図及び現況調査票を別紙で追加すること。

### 4-2 各伏図（補強位置を表記。）

- ・ 通り名、X・Y方向を明示する。
- ・ 対象建築物以外の建物等がある場合は、対象外部分を明示すること。
- ・ 隣接建物とのE x p. Jの位置とあき寸法及び高さとの比を記入すること。
- ・ 耐震改修評定、耐震診断及び耐震改修の場合は、補強箇所と補強内容を図示。

### 4-3 軸組図〔診断時・補強時〕

（破壊モード図との兼用を原則とする。又は、並列にして明示する。）

- ・ 通り名を明示する。
- ・ 耐震壁の壁の厚さを明記する。

### 4-4 鉄骨部の詳細図

〔S造、SRC造のみ添付必要〕

## 5 耐震診断指標及び解析方法

### 5-1 耐震診断指標

- ・ 「材料強度」の欄には、診断の計算に採用した数値を記入すること。
- ・ 「コンクリート強度」の欄には、「補3」の調査結果に基づいて「4. 建物調査結果概要」に記載したコンクリート強度との関係についても記入すること。
- ・ 「3次診断の場合」欄は、荷重増分法、節点振分法等、採用した計算の方法について記入すること。
- ・ 「建物重量」欄は、総重量を延べ面積で割った数値を記入すること。必要に応じて、補足資料として階別の数値に関する資料を添付すること。
- ・ 「下部の空欄」には、補強設計を進めるにあたって、特別な方法を採用している場合や注意することがあれば、その概要を記入すること。

### 5-2 解析方法

- ・ 材料強度として採用した数値の考え方
- ・ 鉄骨造の場合、接合部の強度として採用した数値等の考え方
- ・ 屋内体育館については、屋根水平荷重伝達能力の算定を行う。
- ・ 平面形状等に応じて、採用したゾーニングの方法と考え方
- ・ 袖壁、雑壁の耐力の採否の考え方
- ・ その他、診断又は補強設計において前提とした内容の記載やフロー図を追加す

る。

## 6 診断結果

### 6-1 現 状

- ・ 耐震改修評定の場合、耐震診断評定が旧基準（RC造の場合、2001年改訂版によらないで行ったなど）によって行われたものは、「(1) 診断評定時」の値とともに、現行の基準によって診断した値を「(2) 現状（再評価）」として記載すること。
- ・ 小規模なものは、コンピューターの出力データを用いても良いが、採用した値に印をつけること。
- ・ コンピューターの出力データが多い場合は、各階、各方向の左右加力時の最小値をまとめたものを作成する。コンピューターの出力データ等は「補5 Isの決定」に添付すること。

### 6-2 補強後

- ・ 耐震改修評定、耐震診断及び耐震改修評定の場合のみ必要。

### 6-3 Is 値表・グラフ

- ・ 各方向別に、各階の左右加力時の最小値のみを記載する。
- ・ 耐震改修評定、耐震診断及び耐震改修評定の場合は、現状と補強後の二つの値を表示する。
- ・ 耐震改修評定の場合、耐震診断評定が旧基準によって行われたものは、現状（耐震診断評定時）、現状（今回再評価）及び補強後の3つの値を表示する。
- ・ ゾーニングを行った場合は、値の採用方法を明記したうえで、採用値のみ表示する。
- ・ 建設時の構造図がある場合は、原則構造図を使用し、Is 値を算定する。ただし、申請者が特に柱等の配筋調査をしたデータを採用する場合は（ ）書で明示する。

## 7 総合所見

### 7-1 現状診断結果の考察

- ・ 1～6及び補足資料の要点を、建物の特徴、診断方法で特記すべき事項及び診断結果などを簡潔に記述する。
- ・ 補強が必要との結論の場合は、どのような要因で補強が必要かを記述する。
- ・ 塔屋、階段、跳ね出し部分、高架水槽、コンクリートブロック造部分又はE x p. Jの間隔など局所的に改修が必要な事項についても記述する。
- ・ 除却予定等のため、評定の対象外なる部分等について明記する。
- ・ 耐震改修評定の場合、耐震診断評定が旧基準（RC造の場合、2001年改訂版によらないで行ったなど）によって行われたものは、「(1) 診断評定時」として、耐震診断評定書の総合所見の写しを掲載し、その後、「(2) 現状（再

評価)」として、現行の基準によって診断した内容を記述する。

#### 7-2 補強方針

- ・ 現状の診断結果により、補強が必要な場合、どのような補強方法がよいかを記述する。

#### 7-3 補強後の耐震性能

- ・ 7-1で補強・改修が必要とされた内容に対応し、7-2の補強方針を考慮して、具体的な補強内容を記述する。
- ・ 耐震性能判定指標を上回っていることを記述する。
- ・ やむを得ず改修ができない部分（E x p. Jの間隔など）がある場合は、大地震時における影響を記述する。

### 8 補強方法要領

- ・ 原則として、各工法の各箇所必要。
- ・ 補強内容ごとの詳細図とする。  
(実施設計図に相当する内容が描かれていること。)

### 9 補足資料

#### 補1 仮定荷重と建物重量

#### 補2 S D 及びT指標

- ・ 第2種構造要素の候補と判定、F<sub>u</sub>値の決定などを経てI<sub>s</sub>値が決定される過程の資料

#### 補3 コンクリート試験結果一覧

- ・ コアごとの試験結果及び各階・各工期ごとの平均値、標準偏差、圧縮強度及び採用値
- ・ コアごとの中性化試験結果及び各階・各工期ごとの最小・最大値、平均値

#### 補4 鉄骨調査結果資料（写真・調査図）

- ・ 日本建築防災協会の算定表、重心・剛心、偏心率・剛重比
- ・ 必要に応じて、重心・剛心位置図

#### 補5 I<sub>s</sub>の決定（木造は別途）

- ① I<sub>s</sub>の決定フロー（S・RC・SRC造のみ）
- ② 第2種構造要素候補の選定結果（RC・SRC造のみ）
- ③ 第2種構造要素の決定結果一覧（RC・SRC造のみ）
- ④ F<sub>u</sub>（終局限界変形）の選定結果（RC・SRC造のみ）
- ⑤ I<sub>s</sub>の決定結果一覧
  - ・ 各階・各方向・左右加力ごとのコンピューターの出力データ

#### 補6 C-Fグラフ

- ・ 耐震診断評定の場合、4-3の軸組図が破壊モード図を兼ねていれば不要。

#### 補7 破壊モード図（診断時）

- 補 8 下階壁抜け柱の検討結果一覧
- 補 9 塔屋、屋外階段等の検討結果一覧
- 補 10 鉄骨造部分の検討結果  
(屋根及び軸組の梁間及び桁行方向)
- 補 11 補強部材の設計又は検討結果
- 補 12 その他
- 補 13 耐震改修の区分で申請した場合：  
「参考 耐震診断評定書の写し」を添付すること。
- 補 14 補強部材等の設計又は検討に係る資料
- 補 15 文部科学省補助金関連資料  
(文部科学省の補助金の交付を受ける予定のあるもののみ添付のこと。)



**図面** (図面は A3 版とすること)

- 1 案内図・配置図
- 2 現況図
  - 2-1 各階平面図
  - 2-2 立面図
  - 2-3 断面図
  - 2-4 各伏図
  - 2-5 軸組図
  - 2-6 断面リスト
  - 2-7 詳細図 (必要に応じて。)
- 3 改修計画図
  - 3-1 各階平面図
  - 3-2 立面図
  - 3-3 断面図
  - 3-4 各伏図
  - 3-5 軸組図
  - 3-6 補強部材等の詳細図



## 参考資料

- 1 建物調査に係る資料
  - 1-1 現況写真
  - 1-2 設計図書調査記録
  - 1-3 履歴外観調査記録
  - 1-4 不同沈下測定記録
  - 1-5 コンクリートの強度及び中性化試験記録
  - 1-6 鉄骨調査結果資料（写真・調査図）
  - 1-7 その他
- 2 現状建築物の耐震診断の計算資料
  - ①  $I_s$  の決定フロー
  - ② 第2種構造要素候補の選定
  - ③ 第2種構造要素の決定
  - ④  $F_u$ （終局限界変形）の選定
  - ⑤  $I_s$  の決定
- 3 補強後の建築物の耐震診断の計算資料  
「2 現状建築物の耐震診断の計算資料」と同様とする。

0 概要書（第3号様式）はHPからダウンロード可能です。

1 一般事項 ～ 6 診断結果 は別途書式がございますので、  
E-mailで送付先のメールアドレスを記載し資料請求願います。

書式はメールにてお送り致します。

E-mail : taishin@abenj.net

耐震評定部 耐震評定事務局 宛て

件名 書式請求

と記載下さい。

## 規程・約款について

## アウェイ建築評価ネット株式会社 業務規程

### (評定業務内容)

第1条 アウェイ建築評価ネット株式会社（以下「A.B.E.N」という。）は、既存建築物の地震に対する安全性を評価した耐震診断・耐震改修等の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」等に適合する水準にあるか否かについて評定を行う。

### (事務所の所在地及び業務区域)

第2条 事務所の所在地は、東京都新宿区新小川町9-27 叢岳館ビル3階とし、その業務区域は日本全国とする。

2 耐震評定委員は、自らが建築主である建築物又は自らが設計、工事監理、施工に係る業務を行う建築物について評定業務は行わない。

### (評定業務の区分)

第3条 評定業務の区分は、次の各号に定めるものとする。

- 1 耐震診断
- 2 耐震改修
- 3 耐震診断及び耐震改修

### (対象とする建築物)

第4条 評定の対象とする建築物は、次の各号に定めるものとする。ただし、A.B.E.Nが認めたものはこの限りでない。

- 1 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び木造の建築物
- 2 高さが60メートル以下の建築物
- 3 建築基準法旧第38条又は旧第67条の2の規定の適用を受けた建築物以外の建築物（特殊な建築材料又は構造方法を用いた建築物で、建設大臣よりその建築材料又は構造方法が基準法の規定によるものと同等以上の効力があると認められたものをいう。）

### (評定の申込み)

第5条 評定を受けようとする者は、評定の対象建築物の所有者とし、A.B.E.Nが別に定める第2号様式に定める耐震評定申請書及び申請図書を提出するものとする。

### (耐震評定委員会)

- 第6条 A.B.E.Nは、申込みを受けた案件について調査・審査するため、耐震評定委員会を設置する。
- 2 A.B.E.Nは、第5条の規定に基づく申込に係る案件について、委員会に諮問する。
  - 3 委員会は、評定結果をA.B.E.Nに答申する。
  - 4 委員会は、原則として毎月1回開催する。
  - 5 委員会は、申請ごとの詳細な審査を行わせるため、WG（ワーキング）を原則として一案件につき2回開催する。
  - 6 WG委員会は、審査の結果を委員会に報告する。
  - 7 委員会は、前項の報告に基づき評定を行う。
  - 8 委員会は学識経験者等で建築分野に精通する者からA.B.E.Nが選任した評定委員をもって組織する。
  - 9 A.B.E.Nは、評定委員の中から委員長を選任する。委員長は委員会を代表する。
  - 10 A.B.E.Nは、評定委員の中から副委員長を選任することができる。副委員長は委員長に事故

等があるときその職務を代理する。

- 1 1 WG は原則として 2 人以上の評定委員をもって組織する。
- 1 2 委員会には、事務局を置く。

(評定書の交付)

第 7 条 A. B. E. N は、耐震評定委員会の結果を踏まえ、評定申込者に評定書を交付する。

(業務期日)

第 8 条 A. B. E. N は、申込日から 6 カ月経過する日までに、評定業務を完了するものとする。

- 2 申請者は、延長期日及び延長する理由を記載した書面を A. B. E. N に提出して業務期日の延期を申請することができる。その理由が正当であると A. B. E. N が認めた場合、業務期日を延期することができる。

(評定申請の取下げ)

第 9 条 申請者は、評定書の交付前に、申請取下げ届（第 5 号様式）を提出して、評定の申請を取り下げることができる。

(評定書等の再交付)

第 1 0 条 評定書の交付を受けた者は、A. B. E. N に評定書の再交付依頼書（第 8 号様式）を提出して、評定書の再交付を依頼することができる。A. B. E. N は、正当な理由があると認める場合、評定書の再交付を行う。

(手数料の請求及び納入)

第 1 1 条 A. B. E. N が別に定める耐震評定手数料表に基づき、A. B. E. N は申請者に手数料を請求し、申請者は A. B. E. N に手数料を納入するものとする。

(手数料の返還)

第 1 2 条 A. B. E. N が収納した手数料は、返還しないものとする。ただし、A. B. E. N の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(評定結果の公表及び地方公共団体への報告)

第 1 3 条 A. B. E. N は、評定書を交付したときは、次の各号に定める公表及び報告を行うことができる。

- 1 次に掲げる事項を公表すること。
  - イ 評定書の交付年月日
  - ロ 申請に係る建築物の名称及び所在地
  - ハ 評定の区分
- 2 A. B. E. N と地方公共団体が評定業務に関わる協定等を締結している場合で、A. B. E. N が当該協定等の適用される建築物に関して評定書を交付したとき、当該協定等に基づき、当該地方公共団体に評定の結果を報告すること。

付則 この規程は、平成 2 1 年 6 月 2 3 日から施行する。

平成 21 年 6 月 23 日制定  
平成 22 年 12 月 15 日改定  
平成 23 年 8 月 25 日改定

# 耐震評定業務約款

制定：平成21年6月23日

アウェイ建築評価ネット株式会社

## (契約の締結)

- 第1条 申請者（以下「甲」という。）及びアウェイ建築評価ネット株式会社（以下「乙」という。）は、この約款及び「耐震診断・耐震改修評定 申請要領」に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を締結する。
- 2 この契約は、甲が乙に耐震評定申請書（以下「評定申請書」という。）を提出し、乙が耐震評定書に受付印を押印し、その写しを甲に交付した日をもって、締結がなされたものとする。

## (責務)

- 第2条 乙は、善良な管理者の注意をもって、建築物の耐震診断等の評定業務（以下「業務」という。）を次条に規定する期日（以下「業務期日」という。）までに行い、甲に対し、評定書又は耐震評定をしない旨の通知を発しなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、乙に対し、要領等に基づき算定され、請求書により請求された額の手数料等を、受付日から10日以内（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 4 甲は、乙から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 乙が提出された書類のみでは業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類又は当該業務の対象の実物その他これに類するものの提出を請求した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に提出しなければならない。
- 6 乙が審査中に提出図書に関する是正事項を指摘した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

## (業務期日)

- 第3条 乙の業務期日は、第1条の契約締結の日から6ヵ月を経過する日とする。
- 2 乙は前条に掲げる業務について、乙の責に帰することができない事由等やむを得ない事情によって、第1項に定める業務期日までに完了することができない場合には、甲に対し、その理由を明示のうえ、業務期日の変更を請求することができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を

申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにあつては、乙は業務期日を延期することができる。

(審査中の評定申請内容の変更)

第4条 甲は、乙が第2条に規定する業務を完了する前までに甲の都合により評定申請内容を変更する場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙合意のうえ定めた期日までに乙の変更部分の提出図書を提出しなければならない。

2 前項の評定申請内容の変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初計画の全体の床面積の三分の一を超えた場合など、大幅なものとして乙が認める場合にあつては、甲は、当初の評定申請内容に係る業務の申請を取り下げ、別件として改めて乙に当該業務を申請しなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第5条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第5条 甲は次の各号のいずれかにあたるときは、乙に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく第2条に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、又は完了の見込みがないとき

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期日を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申込を取り下げる旨を通知し、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は手数料の返還を乙に請求することができる。

4 第2項の契約解除の場合、乙は手数料を甲に返還しない。

(乙の解除権)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく第2条第3項に規定された支払期日までに手数料を納入しない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は甲に手数料を返還しない。

(甲乙の責任)

第7条 甲乙は、第5条及び前条の規定による契約の解除もしくはこの契約に基づく法律行為により損害を受けた場合において、第2条第3項の規定に基づき甲から乙へ支払われた一件あたりの手数料の額を限度として相手方に損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかにあた

るとき、乙は一切の責任を負わない。

(1) 甲の提出した評定申請書等に誤記等の不備があり、それに基づいて乙の耐震評定業務が行われたとき

(2) 乙に故意又は重大な過失がなく、耐震診断を行った構造計算プログラムのバグ等乙の予見不可能な事情により乙の耐震評定業務に誤りが生じたとき

(秘密保持)

第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を耐震評定手数料の10倍までとする。

(附則)

この約款は平成21年6月23日から施行する。



## お問い合わせ

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 9-27 <sup>そうがくかん</sup> 叢岳館ビル 3階  
アウェイ建築評価ネット株式会社 耐震評定部

電話番号 050-5822-3647  
fax 番号 03-6280-8491  
E-mail taishin@abenj.net



## アクセス

JR 飯田橋駅より徒歩 8 分  
東京メトロ有楽町線、東西線、南北線飯田橋駅 C1 出口より徒歩 6 分

